

## 市長への手紙

平成 22 年 2 月 6 日

家永尚志

平成 21 年 12 月 23 日付けで「放置自転車規制区域の市民への周知等の問題」と題して「市長への手紙」を出し、平成 22 年 1 月 23 日付けで回答を受けました。この回答では不十分なところがあるので、再度提起します。

### 「規制の効力発生」と放置自転車規制区域の市民への周知等について

#### 1. 要望

現地に規制の標識が設置されていなかった(規制の効力が発生していない)にもかかわらず、放置自転車とみなして撤去し、引き取りに際し 2,000 円の過料を徴するというのは、行政処分として不当であると思う。従って、平成 21 年 9 月 3 日に千葉市が私の自転車を放置自転車規制区域内における放置自転車とみなし撤去・処分したことは不当な公権力の行使であったことを認めて欲しい。

尚、千葉県及び千葉市における情報を入手できなかったので徳島県の告示を参考に上げると、道路標識等を設置したときに規制効力が発生する旨謳われている。

昭和 47 年 2 月 29 日(徳島県公安委員会告示第 3 号): (2) 道路標識または道路標示(以下「道路標識等」という。)による交通規制にあつては、効力の発生は道路標識等を設置したときおよび効力の消滅は道路標識等を撤去しまたは被覆したとき。

自転車も車両であり、道路交通法の規制を受ける。例えば違法駐車取締り等は道路標識、道路標示によって警察が行っている。

今後本事案のようなことが発生しないように、規制区域等を決定した場合、現地に道路標識等を設置したときに効力が発生するという原則にのっとり、その旨を告示に明示して欲しい。本事案に係る「千葉市告示第 215 号」では平成 20 年 4 月 1 日に告示し、規制区域を変更する日が同日の平成 20 年 4 月 1 日というのは「法の執行」としてはいかがなものであろうか。多くの法令に見られるように、効力発生日は周知期間及び行政の体制整備期間等の準備期間をみるのが妥当な法執行であると思う。市の見解をうかがいたい。

平成 19 年 3 月 26 日の平成 19 年度第 4 回「千葉市自転車等駐車対策協議会」の議事録に本事案の規制区域の拡大が決められていると思われるが(議事録に区域を示す資料が添付されていないので不分明) この議事録において榛沢会長が『【榛沢会長】 どうもありがとうございました。説明がありましたとおり、自転車等駐車場に関する整備をし、適正に利用するために放置禁止区域を指定するものでございます。また、利用者

は駅周辺の公共の場所である道路に自転車を放置しないようにしてほしいものだと思っております。事務局には、これらのことを市民の皆様方に理解していただくよう、ご努力十分お願いいたします。』と述べている。しかし「千葉市告示第215号」による規制区域の拡大が、「市政だより」、あるいは「町内会回覧」等による市民への周知がなされなかった。市民への周知を怠ったことを市は認めて欲しい。

「千葉市自転車等駐車対策協議会」に公募市民も加えて欲しい。

千葉市自転車等の放置防止に関する条例によれば

(自転車等駐車対策協議会)

#### 第19条

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

とある。

町内自治会連絡協議会、青少年育成委員会は「関係団体の代表者」として委員になっているのであり、且つこれらの団体においては一般市民の意見が反映される仕組みになっていない。他の自治体でも行われているように、一般市民からの委員公募を早急に実施して欲しい。

以上